

(別紙)

令和 6 年 2 月 29 日
長崎県医療政策課医事・医療相談班

「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」の概要

1. 目的

医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

2. 実施主体

厚生労働省

※選定された支援対象病院への支援に関しては、当該事業の受託事業者から直接支援対象病院に連絡が行われ、事業が進められます。

3. 対象医療機関

電子カルテシステムを導入している病院

4. 事業詳細

(1) 外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査

・作業の流れ(イメージ): 資料提出→ヒアリング→現地調査→調査結果報告書確認

(2) オフライン・バックアップ体制の整備

・作業の流れ(イメージ): 打ち合わせ→現地作業→実施報告書確認

※選定された支援対象病院には、(1)(2)の両方の事業へのご協力をお願いします。

令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月の期間内で、3.6 日から 12 日程度の作業日数が想定されています。

5. 費用負担等

調査自体に関して病院の負担はありません。ただし、新規でオフライン・バックアップを行う場合、バックアップ媒体(クラウドサービス含む)、ソフトウェアの購入、保守管理、データ復旧作業費用については病院の負担となります。また、ネットワーク構成図、事前質問票の提出や、ヒアリングなどにご協力をお願いする予定です。

6. その他

- ・令和 6 年度からの 2 か年で電子カルテシステムを導入している全ての病院の支援を行う予定です。
- ・令和 6 年度における支援対象病院は、厚生労働省から割り当てられた支援枠数(36 病院)にあわせて、県で選定を行います。その後、厚生労働省の委託事業者から病院へ連絡があります。

7. 参考資料

- ・厚生労働省資料「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業について」
- ・厚生労働省資料「「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」の実施に係る支援対象病院の選定に関する Q&A」(自治体向け資料)